

## ■FAQ（よくあるご質問）

	Q.	A.
<b>研究開発の体制</b>		
共同研究等について	共同研究等とはどのようなものですか？	企業と実用化に向けた取り組みとして共同研究、受託研究、寄付講座、技術指導、研究インターンシップ、クロスアポイントメント制度の活用等を行うものです。
	共同研究等に係る企業からの共同研究等費用と、NEDOからの助成金の関係を教えてください。	<p>共同研究フェーズは、企業から大学等に対して共同研究費等の資金提供がなされる研究開発について、その資金と同額以下を NEDO が助成するものとなります。（すなわち、NEDO は 3,000 万円/年を上限として、研究開発事業に要する経費（6,000 万円以内/年）の 1/2 の額を助成します。）</p> <p>費用の計上及び検査にあたっては、研究開発事業の総額（企業からの共同研究等費 + NEDO からの助成金）についての用途を申請いただきます（資金ごとではなく、全体についての申請となり、交付規程に定める直接経費及び間接経費の範囲で計上が可能です）。経費については、NEDO と企業が 1/2 ずつ負担したと見なします。なお、企業からの共同研究等費を含む本事業の経費で取得した 50 万円以上の機械装置等は処分制限の対象となります。</p>
	共同研究等に係る企業からの共同研究等費用における間接経費について教えてください。	<p>共同研究フェーズでは、研究開発事業の総額について、NEDO と企業が 1/2 ずつ負担したと見なします。</p> <p>したがって、直接経費の額と間接経費の額（直接経費の 30%）は、企業からの共同研究等費と NEDO からの助成金で、基本的に一致することとなります。なお、企業からの共同研究等費に係る間接経費については、NEDO および e-Rad における用途の報告は不要となります。</p>
	研究インターンシップを活用した共同研究とはどのようなものですか？	<p>登録研究員となる学生等が、共同研究等を実施する企業の研究所等において、一定期間、本事業に係る研究開発を行うことを想定しています。</p> <p>研究インターンシップ期間の、企業から大学等への人件費等を、共同研究等費として取り扱います（大学等の研究員費として費用計上してください）。</p>

	<p>クロスアポイントメント制度を活用した共同研究とはどのようなものですか？</p>	<p>クロスアポイントメント制度とは、研究者等が 2 つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関における役割に応じて研究開発及び教育等に従事することを可能にする制度です。</p> <p>本事業におけるクロスアポイントメント制度を活用した共同研究とは、主任研究者もしくは登録研究員が企業の研究所等に雇用され、本事業に申請する共同研究等に従事することを想定しています。</p> <p>なお、企業の研究者等が大学に雇用され、本事業に申請する共同研究等に従事する場合において、当該業務に係る給与が企業から大学経由で支払われる場合、これを共同研究等費として取り扱います。</p>
	<p>マッチングサポートフェーズにおいても企業との共同研究等は必要ですか？</p>	<p>必要ありません。マッチングサポートフェーズは、NEDO 及び NEDO がマッチング支援業務を委託するマッチングサポート委託機関により、企業との共同研究等の機会を創出し、共同研究等の形成を支援するフェーズです。</p>
	<p>既に企業と共同研究等を実施している場合、マッチングサポートフェーズへの応募は可能ですか？</p>	<p>マッチングサポートフェーズは、企業とのマッチング支援を行うフェーズです。マッチングサポートフェーズの提案書では、「提案時点において、提案する技術に関して企業と共同研究等を行っていないことの確認」をさせていただきます。</p> <p>なお、提案時点において共同研究等を行っている企業とは異なる出口での実用化（共同研究等）を目指して研究開発を行おうとする場合に、その研究開発をマッチングサポートフェーズに提案することは可能です。</p>
	<p>応募前から既に実施している企業との共同研究等についても、共同研究フェーズに応募することは可能ですか？</p>	<p>共同研究フェーズの応募要件とする企業との共同研究等は、交付決定日以降に開始されるもののみです。既に実施している共同研究等については、これまでのものと本事業への提案内容を分けて整理し、新たな研究開発計画（研究開発テーマ、期間、契約額等）として、共同研究等の実施に係る企業との合意書を作成してください。</p>
	<p>研究開発を実施する場所は、所属する大学等に限られますか？</p>	<p>研究実施場所は、所属する大学等に限らず、共同研究等を実施する企業の研究所等でも構いません。但し、助成事業を実施するにあたって届出が必要です。</p>
<p>共同研究等を実施する企業について</p>	<p>共同研究等を実施する企業はどのようなところが対象となりますか？</p>	<p>交付決定（採択決定後）までに日本国内に登録されている企業（その事業活動に係る主たる技術開発及び意思決定のための拠点を日本国内に有するもの）、及び技術研究組合が対象となります。規模の大小、大学発ベンチャー等の提案者（大学等）との関係は問いません。</p> <p>なお、大学等と企業が共同で研究開発を行い、事業終了後に共同研究等を実施した企業が実用化することを想定した事業であるため、ベンチャーキャピタルとの共同研究等は対象となりません。</p>

	複数の企業との共同研究等は可能ですか？	可能です。共同研究等を実施する複数の企業からの共同研究等費用の総額が、NEDO に申請する助成金の額と同額以上であることが必要です。 なお、同一の技術研究組合に属する複数の企業との共同研究等の場合も同様です。
	同一企業との共同研究等について、本事業に複数応募することは可能ですか？	可能です。 但し、事業目的が同様の提案で複数応募することはできません。また、採択決定後に、複数の提案を1つにまとめることもできません。 なお、応募する共同研究等のそれぞれについて、NEDO に申請する助成金の額と同額以上の、企業からの共同研究等費用の計画が必要となります。
	複数の企業とそれぞれ異なる共同研究等を実施している場合、本事業に複数応募することは可能ですか？	可能です。 但し、事業目的が同様の提案で複数応募することはできません。
大学等と企業との契約について	企業との共同研究契約について、応募する事業期間分の契約書を NEDO に対して提示する必要がありますか？	原則として必要ありません。応募する事業期間分の共同研究等の実施に係る企業との合意書を締結し、交付申請時に提出していただきます。
同一機関からの応募について	(助成金の交付先は大学等の機関とのことだが、) 同一機関から複数の研究者が応募することは可能ですか？	可能です。同一機関から複数の研究者が連名で1件の研究開発テーマを提案をすることも、それぞれ異なる研究開発テーマで提案をすることもできます。
主任研究者・登録研究員について	事業期間中に45歳以上になった場合でも、事業は継続可能ですか？	可能です。マッチングサポートフェーズから共同研究フェーズに移行する場合も同様に、事業期間中に45歳以上になっても継続可能です。
	45歳以上の研究者(例えば同じ研究室の教授等)を研究員として登録することは可能ですか？	できません。本事業の対象者は、主任研究者及び登録研究員ともに事業の開始年度(2022年度)の4月1日時点において45歳未満の研究者のみです。
	学生(博士前期・後期課程、修士課程、学部学生等)を研究員として登録することは可能ですか？	可能です。 但し、日本国内に所在する大学等に所属しており、交付決定までに、交付先となる大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていることが必要です。また、助成事業の開始年度(2022年度)の4月1日時点において45歳未満であることが必要です。

	<p>学生（博士前期・後期課程、修士課程、学部学生等）が主任研究者となることは可能ですか？</p> <p>他の大学等の研究者（45歳未満）を研究員として登録することは可能ですか？</p> <p>共同研究等を実施する企業の研究者を研究員として登録することは可能ですか？</p>	<p>主任研究者は、助成事業の責任者となります。本助成金については、大学等に対して交付するものですが、学生の立場で助成事業の責任者となることは困難と考えられることから、学生は主任研究者にはなれません。</p> <p>NEDO 助成事業では、助成金の交付は機関毎となります。従って、提案者とは異なる大学等に所属する研究者は、提案者と共同で助成事業を実施する主任研究者となります（主任研究者の要件を満たしていることが必要です）。研究者が学生の場合は、主任研究者となれないため、提案者の所属する大学等との間で、交付決定までに守秘義務を含む雇用契約が締結されていれば、研究員として登録することが可能です。</p> <p>例えば出向等により、交付対象の大学等と雇用契約が締結されている企業の研究者は、大学等の研究員として登録することが可能です。</p> <p>但し、事業の開始年度（2022年度）の4月1日時点において45歳未満であることが必要です。</p>
所属機関の変更について	<p>交付決定後、主任研究者の所属機関が変更となった場合はどうなりますか？</p>	<p>&lt;事業を継続する&gt;</p> <p>事業を継続する場合は、NEDO に対して A. 移動先の大学等で事業を継続する場合…事業承継承認申請書（交付申請書様式第 8-1 / 8-2）、又は B. 主任研究者を変更して元の大学等で事業を継続する場合…事業計画変更承認申請書（交付申請書様式第 6）を提出してください。</p> <p>なお、主任研究者を変更して事業を継続する場合、主任研究者を 45 歳以上の研究者に変更すること、交付対象外の機関に所属する研究者に変更することはできません。</p> <p>&lt;事業を中止する&gt;</p> <p>事業の継続が難しい場合には、NEDO に対して助成金交付申請取下げ届出書を提出してください（交付申請書様式第 5）。</p>
<b>研究開発の内容</b>		
研究開発分野について	<p>ELSI 等の人文社会学研究は対象となりますか？</p>	<p>助成事業の研究テーマとなるのは、企業との共同研究等により、我が国における新産業の創出や産業技術力の向上につながるものです。ELSI 等に関する学術研究は対象にはなりません。ELSI 等に関する研究成果を、企業との共同研究等に発展させて産業に応用されることを目指すものは対象となります。</p>

<p>実用化について</p>	<p>実用化に向けた研究開発に対して助成することだが、実用化はいつ頃の想定ですか？</p>	<p>本事業では、企業が大学等との共同研究等により、事業終了から5年後までの実用化を目指す研究開発（技術シーズ）を対象としています。</p> <p>なお、本事業でいう実用化とは、当該研究開発に基づく成果物（サービス等含む）の社会的利用（顧客への提供等）が開始されるものに加え、試作品等のサンプル提供以上の開発段階のものも含まれます。</p>
<p>研究開発計画の変更について</p>	<p>交付決定後、事業期間途中で研究開発の目的・目標等の変更は認められますか？また、共同研究等を実施する企業の変更は認められますか？</p>	<p>&lt;目的・目標の変更&gt;</p> <p>出口イメージ（研究開発成果の応用先）等の目的及び目標については、変更申請内容を踏まえ、審査等により変更の可否を判断します。</p> <p>&lt;事業期間の変更&gt;</p> <p>事業期間の変更については原則認められません。</p> <p>但し、何らかの理由により、交付決定期間の上限（マッチングサポートフェーズ：1年、共同研究フェーズ：2年）内での事業期間の延長・短縮を希望される場合は、別途ご相談ください。</p> <p>&lt;交付決定額の変更&gt;</p> <p>交付決定額の変更については原則認められません。</p> <p>但し、何らかの理由により研究内容の見直し等が必要な場合は、別途ご相談ください。</p> <p>&lt;共同研究等を実施する企業の変更&gt;</p> <p>共同研究等を実施する企業の変更は認められませんが、企業の追加については、正当な理由（実用化上の必要性、研究開発の加速等）がある場合、審査等により変更の可否を判断します。</p>
<p>成果について</p>	<p>本事業以外の成果（企業単独の研究開発成果等）と組み合わせて実用化を目指しても問題ないですか？</p>	<p>問題ありません。</p> <p>但し、本事業と本事業以外のものについては、研究開発の実施内容、資金等が分けて整理されている必要があります。</p> <p>成果の発表等についても、本事業以外の、例えば同じ研究室の教授等（45歳以上の研究者）が実施する研究開発の成果と組み合わせて行っても問題ありません。</p>

事業期間・助成金		
申請の基準 について	事業開始が 2022 年 10 月頃とのことだが、例えばマッチングサポートフェーズの場合、助成金の額は 2022 年度（2023 年 3 月まで）で 1,000 万円以内ですか？	マッチングサポートフェーズの場合、事業開始から 1 年間（2022 年 10 月～2023 年 9 月（予定））で 1,000 万円以内、かつ、各年度で 1,000 万円以内です。（共同研究フェーズの場合は、同期間で 3,000 万円以内であることに加え、同期間の企業からの共同研究等費と同額となります。）事業 1 年目については、2022 年度と 2023 年度に分けて予算計画を記載してください（事業 2 年目については 2023 年度と 2024 年度に分けて記載してください）。
	NEDO に申請する助成金の下限はありますか？	助成金の申請額の下限は設定しませんが、採択審査においては、研究開発の成果が産業に応用される可能性も評価されます。したがって、提案内容（研究開発予算を含む）が、実用化に向け、適切なものであるかが審査されます。
	共同研究フェーズの事業期間は○年以上といった決まりはありますか？	1 年間の提案でも構いません。ただし、実用化に向けた適切な計画としてご提案ください。
企業が支払う共同研究等費用について	共同研究等を実施する企業からの共同研究等費用が、NEDO に申請する助成金の額より多くても問題ないですか？	本事業は 1/2 助成です。「企業から支払われる共同研究等費用」は、「NEDO に申請する助成金」と同額としてください。なお、別の研究開発計画（研究開発テーマ、期間、契約額等）として整理されていれば、本事業とは別に当該企業と共同研究等を行っていても問題ありません。
	共同研究等費用に企業の研究者の人件費等を含むことは可能ですか？	できません。対象となるのは企業から大学等の口座に振り込まれ、大学等が直接使用する経費のみです。
助成金の支払について	助成金はいつ支払われますか？	毎年度末ごとの検査（実施時期は翌年度）または事業終了時の検査で、助成金の額を確定します。 支払は年 4 回の概算払で行います（少なくとも年 1 回の概算払が必須です）。
助成対象となる費用について	助成事業費として計上できるものには何がありますか？	計上可能な費用については交付規程（別添 3）を参照してください。主任研究者の人件費も計上可能です。
	助成事業費での委託や外注は可能ですか？	本事業では委託費は計上できません。 外注費の計上は可能ですが、助成事業の本質的な部分（研究開発要素のある業務）は、外注することはできません。なお、共同研究フェーズにおいて、共同研究等先の企業を外注先（設備備品、消耗品等の調達を含む）とすることは原則できません。例外として、2 者以上の見積競争、入札等の結果、経済合理性が確認できる場合のみ共同研究等先を外注先の対象とすることが可能です。

	40 歳未満の研究者の「自発的な研究活動」を本事業の従事時間に含めることはできますか？	本事業の推進に資する自発的な研究活動については可能です。実施にあたっては、所定の申請手続きおよび実施内容の報告が必要となります。
	間接経費は対象となりますか？	対象です。間接経費は、原則、直接経費の 30%とします。

### ステージゲート審査・中間評価

審査内容について	ステージゲート審査（マッチングサポートフェーズ）ではどのようなことを審査されますか？	ステージゲート審査は、マッチングサポートフェーズにおいて、事業開始後 1 年目の終了前及び 2 年目の終了前に実施する予定です。ステージゲート審査では、「研究開発進捗・成果の妥当性」、「企業との共同研究等の有無」、「共同研究フェーズの実施計画の妥当性」等を審査します。
	中間評価（マッチングサポートフェーズおよび共同研究フェーズ）ではどのようなことを審査されますか？	中間評価は、マッチングサポートフェーズにおいては、事業期間が 1 年間を超える場合に実施し、「研究開発進捗」、「企業との共同研究等に至る可能性」等を審査します。共同研究フェーズにおいては、事業期間が 2 年間を超える場合に実施し、「研究開発進捗」、「実用化の見通し」等を審査します。

### e-Rad

e-Rad の登録について	共同研究フェーズに応募する場合、企業も e-Rad に登録する必要はありますか？	必要ありません。大学等のみ登録してください。
	e-Rad で登録する研究分野が、提案書に記載する技術分野（別紙 1「技術キーワード一覧」と一致しませんが、どうすればいいですか？	提案書の技術キーワードは、別紙 1「技術キーワード一覧」から選択して記載してください。e-Rad で登録する研究分野は、提案書で記載した技術キーワードに近いものを選択してください。

### その他

応募の対象（提案者）について	若手の要件を満たしていれば、教授や非常勤講師でも応募の対象となりますか？	若手の要件を満たし、所属する大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されていれば、役職は問いません。
----------------	--------------------------------------	---

	<p>外国籍の研究者の応募は可能ですか？また、応募時の提出書類（提案書等）を英語等で記載することは認められますか？</p>	<p>応募可能です。「日本国内に所在する大学等に所属しており、交付決定までに所属する大学等との間で守秘義務を含む雇用契約が締結されている」研究者であれば、国籍は問いません。</p> <p>但し、提案書等については、日本語で記載してください。また、採択された場合の事業に係る、NEDO、マッチングサポート機関、マッチング企業等とのやり取りも、日本語で行える（またはその体制を有する）ことが要件となります。</p>
	<p>一般社団法人、一般財団法人は応募の対象となりますか？</p>	<p>対象となりません。</p> <p>但し、大学等の共同研究等実施先（企業）となることは可能です。</p> <p>また、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（公益法人認定法）により公益性の認定を受けた一般社団法人（公益社団法人）、一般財団法人（公益財団法人）」は対象となります。</p>
<p>重複申請について</p>	<p>NEDO や JST 等の他事業と同時に応募することは可能ですか？</p>	<p>可能です。</p> <p>但し、事業目的が同様の内容で、既に国の予算を原資とする事業（他府省の事業を含む）に採択されている場合、本事業に応募することはできません。</p> <p>また、応募後に、事業目的が同様の内容で他事業での採択が決定した場合、重複して本事業の助成を受けることはできません。</p>
<p>産業財産権について</p>	<p>特許を出願する場合、事前に NEDO へ報告する必要はありますか？</p>	<p>特許の出願の他、取得、譲渡、実施権の設定等については、助成事業の進捗把握のため、事前の報告をお願いしています。</p> <p>また、年度ごとに提出していただく実績報告書、及び助成事業完了年度の翌年以降 5 年間提出していただく実用化状況報告書にて、産業財産権の出願、取得等の状況を報告していただきます。</p>
	<p>本事業の成果により得られた知的財産の取り扱いはどうなりますか？</p>	<p>本事業は助成事業のため、知的財産は大学等（及び共同研究等を実施する企業）に帰属します。</p>
<p>財産の処分制限について</p>	<p>本事業で取得した財産（機械装置等）は事業者に帰属しますか？</p>	<p>事業者に帰属します。但し、基本的には、助成金の交付目的以外での使用は認められません（競争的研究費のルールに従います）。</p> <p>なお、取得価格が 50 万円以上の財産については、補助金等適正化法により処分制限の対象となります。</p>
<p>収益納付について</p>	<p>本事業の成果を企業が製品化・実用化した場合、企業の収益も収益納付の対象となりますか？</p>	<p>助成金の交付先の大学等のみが収益納付の対象となるため、企業の収益は対象外です。</p>



	本事業の成果により、大学等が製品化・実用化等による収益が生じること はほとんどないと思うが、他に どういったものが収益納付の 対象となりますか？	サンプルの有償提供、産業財産権の譲渡・実施料等が対象となります。
--	---	----------------------------------

2022.03.31 作成

2022.04.14 修正